

(別紙)

食品表示基準について（新旧対照表）

改正後（新）	改正前（旧）
<p>食品表示基準について（平成27年3月30日消食表第139号）</p> <p>（総則関係）（略）</p> <p>（加工食品）</p> <p>1 義務表示事項</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p>（3）消費期限又は賞味期限</p> <p>①～④（略）</p> <p>⑤ 期限表示は、「消費期限 <u>令和元年5月21日</u>」、「賞味期限 <u>2. 6. 30</u>」、「消費期限 <u>01. 05. 21</u>」、「賞味期限 <u>2020年6月30日</u>」、「消費期限 <u>19. 5. 21</u>」、「賞味期限 <u>20. 06. 30</u>」のように表示すること。ただし、これらの表示が困難と認められる場合は「消費期限 <u>010521</u>」、「賞味期限 <u>20200630</u>」、「賞味期限 <u>200630</u>」と年、月、日をそれぞれ2桁（西暦年の場合は4桁又は末尾2桁）とする6桁又は8桁で表示しても差し支えない。</p> <p>⑥（略）</p> <p>⑦ ロット番号、工場記号、その他の記号を期限表示に併記する場合にあっては、次の例に示すように期限表示が明らかに分かるように表示することとし、期限表示について「<u>200630</u>」と年、月、日をそれぞれ2桁とする6桁での表示を行いつつ、ロット番号「A63」を併記するなどのように期限表示を不明確にする表示は行ってはならない。</p> <p>（例） 「消費期限 <u>令和元年5月21日</u>A63」 「賞味期限 <u>02. 06. 30</u> LOT A63」 「賞味期限 <u>20. 6. 30</u>/A63」</p> <p>⑧（略）</p> <p>（4）～（14）（略）</p>	<p>食品表示基準について（平成27年3月30日消食表第139号）</p> <p>（総則関係）（略）</p> <p>（加工食品）</p> <p>1 義務表示事項</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p>（4）消費期限又は賞味期限</p> <p>①～④（略）</p> <p>⑤ 期限表示は、「消費期限 <u>平成27年4月1日</u>」、「賞味期限 <u>27. 4. 1</u>」、「消費期限 <u>27. 04. 01</u>」、「賞味期限 <u>2015年4月1日</u>」、「消費期限 <u>15. 4. 1</u>」、「賞味期限 <u>15. 04. 01</u>」のように表示すること。ただし、これらの表示が困難と認められる場合は「消費期限 <u>270401</u>」、「賞味期限 <u>20150401</u>」と年、月、日をそれぞれ2桁（西暦年の場合は4桁又は末尾2桁）とする6桁又は8桁で表示しても差し支えない。</p> <p>⑥（略）</p> <p>⑦ ロット番号、工場記号、その他の記号を期限表示に併記する場合にあっては、次の例に示すように期限表示が明らかに分かるように表示することとし、期限表示について「150401」と年、月、日をそれぞれ2桁とする6桁での表示を行いつつ、ロット番号「A63」を併記するなどのように期限表示を不明確にする表示は行ってはならない。</p> <p>（例） 「消費期限 <u>平成27年4月1日</u>A63」 「賞味期限 <u>27. 04. 01</u> LOT A63」 「賞味期限 <u>15. 4. 1</u>/A63」</p> <p>⑧（略）</p> <p>（4）～（14）（略）</p>

2～7 (略)

(生鮮食品)・(添加物) (略)

(附則)

1・2 (略)

3 ただし、製造所固有記号の表示については、以下のとおりとする。

(1) 旧制度に基づく製造所固有記号の扱い

令和2年3月31日までに製造される一般用加工食品又は消費者向け添加物及び同日までに販売される業務用加工食品又は業務用添加物において、旧基準に基づく包材を用いて製造する場合は、食品表示基準附則第2条の規定による廃止前の食品衛生法第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令第10条に規定する製造所固有の記号の制度（以下「旧制度」という。）に基づき取得した製造所固有記号を表示することができるが、当該記号の新規の届出を行うことができる期間は、平成28年3月31日までとする。また、従前、旧制度に基づく事業者からの届出内容の変更は、新規の届出として処理されてきたことから、当該届出を行うことができる期間についても平成28年3月31日までとなる。これは、経過措置期間を設けている趣旨が従前の表示から食品表示基準に基づく新しい表示へ移行するための準備期間であり、旧制度に基づいた新規の届出を認めることはこの趣旨にそぐわないためである。

したがって、旧制度に基づく届出の内容に変更が生じ、引き続き、製造所固有記号を使用する場合には、平成28年4月1日以降は食品表示基準に基づき新たに製造所固有記号を取得し、食品表示基準に従って表示する必要がある。

ただし、市町村合併等による市町村名又は地名の変更起因する製造所等の所在地に係る住所の変更に限り、経過措置期間中、旧制度に基づく製造所固有記号の使用を引き続き認めることとする。この場合、住所の変更の届出は不要とする。

(2) (略)

4 平成29年9月1日に施行した食品表示基準の経過措置期間は、令和4年3月31日までであるが、計画的に当該基準に基づく原料原産地表示に移行することが望ましい。また、施行の際に加工食品の製造所又は加工所で製造過程にある加工食品（令和4年4月1日以降に販売予定であり、長期醸造されている酒類や果実酢等）については、令和4年4月1日以降もなお従前の例によることができるが、消費者への情報提供の観点から、可能な限り当該基準に基づく原料原産地表示を行うことが望ましい。

別添 添加物1-1～別添 Shellfish Growing Areas Classified for Harvest for Human Consumption in Accordance with Regulation 48 of the Animal Products (略)

2～7 (略)

(生鮮食品)・(添加物) (略)

(附則)

1・2 (略)

3 ただし、製造所固有記号の表示については、以下のとおりとする。

(1) 旧制度に基づく製造所固有記号の扱い

平成32年3月31日までに製造される一般用加工食品又は消費者向け添加物及び同日までに販売される業務用加工食品又は業務用添加物において、旧基準に基づく包材を用いて製造する場合は、食品表示基準附則第2条の規定による廃止前の食品衛生法第十九条第一項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令第10条に規定する製造所固有の記号の制度（以下「旧制度」という。）に基づき取得した製造所固有記号を表示することができるが、当該記号の新規の届出を行うことができる期間は、平成28年3月31日までとする。また、従前、旧制度に基づく事業者からの届出内容の変更は、新規の届出として処理されてきたことから、当該届出を行うことができる期間についても平成28年3月31日までとなる。これは、経過措置期間を設けている趣旨が従前の表示から食品表示基準に基づく新しい表示へ移行するための準備期間であり、旧制度に基づいた新規の届出を認めることはこの趣旨にそぐわないためである。

したがって、旧制度に基づく届出の内容に変更が生じ、引き続き、製造所固有記号を使用する場合には、平成28年4月1日以降は食品表示基準に基づき新たに製造所固有記号を取得し、食品表示基準に従って表示する必要がある。

ただし、市町村合併等による市町村名又は地名の変更起因する製造所等の所在地に係る住所の変更に限り、経過措置期間中、旧制度に基づく製造所固有記号の使用を引き続き認めることとする。この場合、住所の変更の届出は不要とする。

(2) (略)

4 平成29年9月1日に施行した食品表示基準の経過措置期間は、平成34年3月31日までであるが、計画的に当該基準に基づく原料原産地表示に移行することが望ましい。また、施行の際に加工食品の製造所又は加工所で製造過程にある加工食品（平成34年4月1日以降に販売予定であり、長期醸造されている酒類や果実酢等）については、平成34年4月1日以降もなお従前の例によることができるが、消費者への情報提供の観点から、可能な限り当該基準に基づく原料原産地表示を行うことが望ましい。

別添 添加物1-1～別添 Shellfish Growing Areas Classified for Harvest for Human Consumption in Accordance with Regulation 48 of the Animal Products (略)

